

音楽教育の場における著作権使用料について慎重な対応を求める意見書

著作権法第 22 条において「著作者は、その著作物を、公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として上演し、又は演奏する権利を専有する。」と定められている「演奏権」に関して、一般社団法人日本音楽著作権協会は楽器の演奏を教える音楽教室についても「公衆に直接聞かせることを目的」とした「演奏」に当たるとして、使用料規程を策定し平成 29 年 6 月 7 日に文化庁に届け出を行い、平成 30 年 1 月からの徴収を目指している。

現在は演奏による著作権料が徴収されていない音楽教育の現場から著作権料が徴収されるようになれば、レッスンで使用する楽曲の選択に影響が生じることで、音楽を学ぼうとする全ての人たちにとって、幅広いジャンルの音楽に接する機会が減少し、音楽愛好家や演奏人口の減少につながるおそれがある。将来的には次世代音楽家の輩出にも大きな影響を及ぼし、日本の音楽文化の発展を阻害する結果となるなど、その社会的影響は大変大きいと考えられる。

よって、武蔵野市議会は、貴職に対し、音楽教育の場における著作権使用料について慎重な対応を求めることを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 6 月 日

武蔵野市議会議長 本 間 まさよ

内閣総理大臣 }
文部科学大臣 } あて